

立命館大学大学院 長期履修制度について

本制度は、職業を有することにより学修・研究時間を充分に取ることが出来ず、標準修業年限で修了することが困難である場合に、標準修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な履修を認める制度です。

長期履修制度が許可された場合の授業料は、標準修業年限で納付する授業料総額を、長期履修が許可された年限内（在学を予定している年限）で納付していただきます。

1. 対象

対象研究科の博士課程前期課程・修士課程・専門職学位課程に入学する者のうち、各研究科が定める申請資格を満たし、標準修業年限を超えて在学年限（4年）の範囲内において計画的に教育課程を履修することを希望する者。

※博士課程後期課程、一貫制博士課程、四年制博士課程は対象外

2. 対象研究科、申請資格、申請方法

各研究科の入学試験要項をご参照ください。

<大学院入試情報サイト 入学試験要項一覧>

※<http://www.ritsumeai.ac.jp/gr/exam/point.html/>

以上